

住宅等の建物修理に関して、

「共済(保険)が使える」と言って勧誘する業者が出没しているとの情報が複数入っています。(JA 金沢市管内他。)

いずれも、自宅に電話または訪問してきた事業者から『台風で破損した屋根を共済金(保険金)の範囲内で修理しないか』、『契約しているJAから見積りの依頼を受けたので、お見積りに伺いたい』などと勧誘するものです。

「共済金(保険金)の範囲内で修理するから自己負担はない」、「JAからの紹介で」など、「無料」や「JAとの関連」であることを強調してお客様を勧誘するものですが、JA および JA 共済はこのような修理業者とは一切関係ありません。

お客様が、住宅等の建物修理に関して、JA の名を使う業者からの勧誘を受けた場合は、ご契約の JA または JA 共済相談受付センターへご相談ください。また、警察への相談も可能です。